第七百二条の四の次に次の一条を加える。

（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額）

第七百二条の四の二　市町村は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に当該震災等の発生した日から同日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の都市計画税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る都市計画税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家屋に係る都市計画税額から減額するものとする。

第七百三十七条第一項中「に対する」を「（以下この条及び次条において「指定都市」という。）に対する」に、「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の」を「指定都市の」に、「においては」を「には」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市」に改める。

第七百三十七条の次に次の一条を加える。

（指定都市の指定があつた場合等の道府県民税及び市町村民税の特例）

第七百三十七条の二　道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

2　道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所地が当該賦課期日の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、道府県民税又は市町村民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該市町村の区域内に住所を有した者とみなす。

第七百四十条中「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に、「外」を「ほか」に、「又は第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の四」を「、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第四条第一項第一号中「までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号」を「（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号」に改め、「取得」という。）」の下に「をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（同号の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十四項において「取得期限」という。）までの間に、買換資産の取得」を加え、同条第十四項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで」を「取得期限まで」に、「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限又は同日」に改める。

附則第五条第一項第一号中「百分の一・二」の下に「（当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）」を、「百分の〇・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）」を加え、同項第二号中「百分の〇・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を、「百分の〇・一五」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七）」を加え、同条第三項第一号中「百分の一・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・二四）」を、「百分の〇・八」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二）」を加え、同項第二号中「百分の〇・八」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二）」を、「百分の〇・四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）」を加え、同項第三号中「百分の〇・四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二）」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）」を加える。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「五分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を、「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を、「三万九千円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは、」を「場合における」に改め、「百分の二・八」と」の下に「、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と」を、「五万四千六百円」と」の下に「、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」と」を加え、同条第六項中「五分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）」を、「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を、「五万八千五百円」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）」を加え、同条第七項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「ときは、」を「場合における」に改め、「百分の四・二」と」の下に「、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と」を、「八万千九百円」と」の下に「、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」と」を加える。

附則第五条の五第一項中「五分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を加え、同条第二項中「五分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）」を加える。

附則第六条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三）」を加え、同条第四項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改め、同条第五項第一号中「百分の〇・九」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・二）」を加える。

附則第七条の三の次に次の一条を加える。

（分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付）

第七条の四　指定都市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る第五十条の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。